

# ぐるーぷほーむ せいかつ グループホームの生活についてだいじなことを説明します

せつめい  
きょうどうせいかつえんじょじぎょう むら いえ じゅうようじこうせつめいしょ  
(共同生活援助事業「いこいの村・コスモス寮(とくらの家)」重要事項説明書)

これから、あなたにぐるーぷほーむの生活について、ここに書いてあるだいじなことを説明します。わからないことがあったら、わからないといってください。よくわかるまで説明します。

## 1・このぐるーぷほーむを運営しているのは

しゃかいふくしほうじんきょうとちょうかくげんごしやうがいしゃふくしきょうかい  
社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会です。

じむしょ きょうとふじょうようしてらだはやしのかち11ばん64  
事務所は京都府城陽市寺田林ノ口11番64です。

でんわばんごう  
電話番号は0774-30-9000です。

だいひょうしゃ りじちやう たかだ えいち  
代表者は理事長 高田 英一です。

せつりつ しやうわ ねん がつ にち  
設立は1978(昭和53)年6月1日です。

## 2・グループホーム「いこいの村(とくらの家)」のことについて

(1) あなたが生活するグループホームは「いこいの村・コスモス寮(とくらの家)」といえます。

ばしょ 場所	あやべしとくらなばたけちやうかけど 綾部市十倉名畑町 欠戸20-1
かんり ひと 管理している人	きょうどうせいかつえんじょかんりしゃ よしだ わたる 共同生活援助管理者 吉田 航
でんわばんごう 電話番号	0773-46-0102
ばんごう ファクス番号	0773-46-0903

このグループホームのバックアップ施設(「いこいの村・コスモス寮(とくらの家)」のことを援助するところ)は、しょうがいしゃしえんしせつ むら くり きりやう じぎょうしょ  
障害者支援施設いこいの村・栗の木寮です。この事業所は、しょうわ ねん がつ  
昭和57年5月にできました。

この住居は、じゅうきよ にん せいかつ  
9人で生活することになっています。

ぐるーぷほーむ ばっくあっぷせつ きょうりよく じゅうきよ えいせい あんぜん まも  
グループホームとバックアップ施設と協力して、住居の衛生と安全を守ります。

(2) この住居は、このじゅうきよ ちいき せいかつ せわにん ちから  
この住居は、あなたが地域でふつうの生活ができるように、世話人が、あなたの力で  
むずかしいところをえんじょ せいかつ りやうしや なかよ えんじょ  
むずかしいところを援助したり、いっしょに生活する利用者と仲良くできるよう援助する  
ところでは、あなたにこま こと  
困ったことができたり、わからないことがあったり、できない  
ことがあったらせわにん おし  
世話人に教えてください。

(3) この住居(とくらの家)には、あなたたちが生活する部屋が9つ、お風呂が1つ、食事をしたり、テレビをみたりするみんなでつかう部屋が2つ、トイレが4つあります。

- (4) 世話人がグループホームにいる時間は次のとおりです  
月曜日から金曜日までは、午後4時30分から次の朝の9時00分までです。  
土曜日、日曜日、祝日など休みの日は、利用状況に応じて、朝9時00分から午後5時00分までの時間もいます。

### 3・生活について

#### (1) あなたの部屋のこと

- ① あなたの部屋には蛍光灯とエアコンとカーテンと押入れがあります。テレビ・たんす、カーペット、ふとん、ベッドなどはあなたの好きなものを持ってきてください。
- ② あなたの部屋にあるものがこわれたら、世話人に言ってください。
- ③ お金など大切なものは、自分で管理してください。
- ④ あなたの部屋は、掃除をしてきれいにしてください。
- ⑤ 世話人やほかの人は、あなたに黙って、あなたの部屋に入りません。

#### (2) 食事のこと

- ① 世話人は栄養が偏らないことや、あなたの体のことに気をつけて食事をつくります。
- ② 朝ごはんは7時00分から食べられるようにします。仕事や旅行などのつごうで早く食べたいときは世話人に言ってください。
- ③ 夜のごはんは、7時00分から食べられるようにします。仕事などの都合で遅くなるときは世話人に言ってください。
- ④ あなたが世話人といっしょに料理をつくったり、料理をならべたり、後片付けをしていただけるとうれしく思います。ただ、体の調子が悪い人は無理にやらないでください。
- ⑤ たまには、外に食事にでかけることも考えます。

#### (3) お風呂のこと

- ① 石鹸やシャンプーなどは、あなたの好きな石鹸やシャンプーなどを自分で用意してください。
- ② 体や頭を洗うのを手伝ってほしいときは、世話人に言ってください。

#### (4) 歯磨きや顔を洗うこと

- ① 洗面所で歯磨きや顔を洗ってください。自分の部屋に洗面台があります。
- ② 自分でできない人は世話人が手伝います。

#### (5) 着るものこと

- ① あなたが着るものことで、困っていたら世話人に言ってください。

- ② あなたの着ているものが汚れたら洗濯してください。
- ③ 洗濯機の使い方がわからなかったら、世話人に言ってください。
- ④ 自分で洗濯できない人は世話人が手伝います。
- ⑤ あなたの着ているものが、やぶれたり、古くなったりして着ることができなくなったら、タンズや押入に入れておかないで世話人に言ってください。

#### (6) 寝ること

- ① ぶとんは、天気の良い日にときどき干すようにしましょう。
- ② 暑くなったり、寒くなったりしたら、ぶとんをとりかえましょう。
- ③ シーツやパジャマはときどき洗たくしてください。
- ④ 寝ているとき、からだの調子がおかしくなったら、世話人に言ってください。

#### (7) からだのこと

- ① からだの調子がおかしくなったら、すぐに世話人にいってください。
- ② 薬を飲んでいる人は、決められた時間に、決められただけ飲むようにしてください。
- ③ 薬のことでわからないことは、世話人に聞いてください。
- ④ 病院へ通っている人は医者の方のことを守ってください。
- ⑤ 病院へのつきそいや、薬をもらいにいくときは、世話人に相談してください。
- ⑥ 京都協立病院にあなたのことをお願いしています。
- ⑦ あなたのことをよく知っている医者がいれば、その人に相談をすることもできます。

#### (8) いっしょに生活している人のこと

- ① ホームでいっしょに生活している人と、なかよくしましょう。
- ② もし、いっしょに生活している人から、あなたが嫌なことをされたら、世話人に話してください。
- ③ 世話人がいないときに、いっしょに生活している人がケガをしたり、病気になったら、いこいの村栗の木寮へ連絡をしてください。

#### (9) 自由な時間のすごしかた

- ① 夕食のあとや休みの日は、あなたの好きなことをしてください。
- ② 仕事が終わったあとや、休みの日に開かれる栗の木寮のサークル、聴覚障害者協会の行事などに参加をすることもできます。ホームのとりくみではありませんので、行き帰りについては自分で責任をもってください。また、参加するお金や夕方の食事についても自分のお金で支払ってください。
- ③ 地域のまつりや行事などがあれば、あなたにお知らせします。
- ④ 時々ホームで楽しいとりくみができるようにします。お誕生日会や、食事会など皆さ

の希望<sup>きぼう</sup>をとりいれて行<sup>おこな</sup>うことができます。自分<sup>じぶん</sup>の気持ち<sup>きもち</sup>を他<sup>ほか</sup>の利用者<sup>りようしゃ</sup>や世話人<sup>せわにん</sup>に伝え<sup>つた</sup>え、楽しい時間<sup>たの</sup>になるようにいっしょ<sup>じかん</sup>に考え<sup>かんが</sup>ましょう。

(10) 買い物<sup>か</sup>などで外<sup>もの</sup>にでかける<sup>そと</sup>こと

- ① あなたが<sup>で</sup>出かける<sup>せわにん</sup>ときは、世話人<sup>い</sup>に行き先<sup>いき</sup>をいってでかけてください
- ② 自分で<sup>じぶん</sup>出かけられない<sup>で</sup>人は世話人<sup>ひと</sup>に言ってください。いっしょ<sup>い</sup>に行く<sup>い</sup>人を探<sup>ひと</sup>します。
- ③ あなたが<sup>そと</sup>外へ出<sup>で</sup>かけているとき、困<sup>こま</sup>ったことがおきたら、すぐ<sup>すぐ</sup>に栗<sup>くり</sup>の木<sup>きりょう</sup>寮<sup>でんわ</sup>へ電話<sup>でんわ</sup>をしてください。

(11) 新聞<sup>しんぶん</sup>・雑誌<sup>ざっし</sup>・酒<sup>さけ</sup>・タバコ<sup>たばこ</sup>のこと

- ① 新聞<sup>しんぶん</sup>はホーム<sup>ほーむ</sup>で一部<sup>いちぶ</sup>とります。どの新聞<sup>しんぶん</sup>にするかは、いっしょ<sup>せいかつ</sup>に生活<sup>せいかつ</sup>している人<sup>ひと</sup>と話<sup>はな</sup>しあって決<sup>き</sup>めます。
- ② 雑誌<sup>ざっし</sup>や本<sup>ほん</sup>は、あなたが<sup>す</sup>好きな<sup>す</sup>ものを自分<sup>じぶん</sup>のお金<sup>かね</sup>でか<sup>か</sup>ってください。
- ③ お酒<sup>さけ</sup>やビール<sup>びーる</sup>は、飲<sup>の</sup>んでもかまいません。ただ、あなた<sup>の</sup>のからだ<sup>の</sup>が酒<sup>さけ</sup>を飲<sup>の</sup>んでもだいじょうぶ<sup>の</sup>かどうか<sup>の</sup>考<sup>かんが</sup>えてください。また、いっしょ<sup>せいかつ</sup>に生活<sup>せいかつ</sup>している人<sup>ひと</sup>が困<sup>こま</sup>らないように、しましよ。
- ④ タバコ<sup>たばこ</sup>は火事<sup>かじ</sup>になるといけ<sup>す</sup>ないので、いっしょ<sup>す</sup>に住<sup>す</sup>んでいる入居者<sup>にゆうきよしゅ</sup>や世話人<sup>せわにん</sup>と話し<sup>はな</sup>合<sup>あ</sup>って、決<sup>き</sup>めたところ<sup>す</sup>で吸<sup>す</sup>うようにしましよ。

(12) お金<sup>かね</sup>のこと

- ① あなたが、自分<sup>じぶん</sup>でお金<sup>かね</sup>をしま<sup>か</sup>っておく<sup>か</sup>ことが心配<sup>しんぱい</sup>だったら、世話人<sup>せわにん</sup>に相談<sup>そうだん</sup>してください。
- ② ホーム<sup>ほーむ</sup>へ払<sup>はら</sup>うお金<sup>かね</sup>は決<sup>き</sup>められた日<sup>ひ</sup>までに払<sup>はら</sup>ってください。
- ③ あなたが<sup>じぶん</sup>自分<sup>じぶん</sup>のものを<sup>か</sup>買った<sup>か</sup>ときは、自分<sup>じぶん</sup>のお金<sup>かね</sup>で払<sup>はら</sup>ってください。
- ④ 外<sup>そと</sup>で食<sup>しょくじ</sup>事を<sup>か</sup>したり、きめられたお金<sup>かね</sup>より<sup>か</sup>も高<sup>たか</sup>いもの<sup>か</sup>を食<sup>た</sup>べたり、使<sup>つか</sup>ったときは、高<sup>たか</sup>い分<sup>ぶん</sup>を払<sup>はら</sup>ってください。
- ⑤ あなた<sup>も</sup>の持<sup>も</sup>っているお金<sup>かね</sup>より、高<sup>たか</sup>いもの<sup>か</sup>を買<sup>か</sup>わないようにしましよ。借<sup>か</sup>りたお金<sup>かね</sup>は返<sup>かえ</sup>さなければなりません。お金<sup>かね</sup>の貸<sup>か</sup>し借<sup>か</sup>りはし<sup>か</sup>ないようにしましよ。

(13) 仕事<sup>しごと</sup>にでかける<sup>ひと</sup>人

- ① 寝坊<sup>ねぼう</sup>して遅刻<sup>ちこく</sup>をしたり、からだの調子<sup>ちょうし</sup>がわるくて休<sup>やす</sup>むときは、あなた<sup>れんらく</sup>が連絡<sup>れんらく</sup>をしてください。
- ② 自分で<sup>じぶん</sup>連絡<sup>れんらく</sup>することがむずかしいときは、世話人<sup>せわにん</sup>に言ってください。
- ③ 会社<sup>かいしゃ</sup>や作業所<sup>さぎょうしよ</sup>で嫌<sup>いや</sup>なことがあ<sup>あ</sup>ったら、世話人<sup>せわにん</sup>に話<sup>はな</sup>してください。

(14) 手紙<sup>てがみ</sup>や電話<sup>でんわ</sup>・ファクス<sup>ファクス</sup>のこと

- ① あなた<sup>てがみ</sup>にきた手紙<sup>てがみ</sup>はそのま<sup>ま</sup>あなた<sup>あなた</sup>にわたします。

- ② あなたにかかってきた電話は、あなたが困ることになる電話（高い買い物の誘いなど）でなければ、あなたに取り次ぎます。
- ③ ホームの電話・ファクスはつかうことができます。
- ④ あなたに会いにきた人は、あなたが会いたいといえは会ってもらいます。

(15) 選挙のことや役所のことなど

- ① 選挙のことで、役所からきたお知らせはあなたにわたします。
- ② あなたが自分で選挙に出かけることができれば、行ってください。
- ③ 行きたいけれども、自分で行くことができない人は、世話人に相談してください。
- ④ 役所や銀行などに自分で行くことができない人は世話人に相談してください。
- ⑤ あなたが役所にだす書類を書くことができなかったら、世話人がお手伝いします。

(16) 火事や地震おきたら

- ① ホームにいるとき、火事や地震がおきたら、あわてないで世話人の言うとおりにしてください。
- ② 火事ときは煙を吸わないようからだを低くして、早くホームの外へ逃げてください。
- ③ 地震のときは、ふとんをかぶったり机の下へもぐったりして、地震がおわるのを待ちます。地震がおわってからホームの外へ出てください。
- ④ 外に出かけているときに地震にであったら、まわりの人に助けてもらってください。そのあとで、ホームへ連絡してください。
- ⑤ ホームでは、役所や地域の消防署などのきまりにしたがって、火事や地震が起きたときにどうするか決めてあります。

## 4・ホームに支払うお金のこと

(1) ホームの利用料について

毎月支払ってもらうお金には、家賃、食費、電気、ガス、水道料金、テレビ回線料金、日常生活費が入っています。そのうちわけは、家賃：35,000 円、食事（朝食 250 円、昼食 200 円、夕食 500 円で1ヶ月に食べた分）、光熱水費です。電気・ガス・水道などの光熱水費は月の使用料を利用者の実人数とホームで頭割りして計算します。日常生活費は別表のとおりトイレトーパー、ペーパータオル、洗剤等を利用者がみんなで使うものを折半したものです。家賃は物価の情勢などに応じて価格が変動することがあります。

(2) 利用者負担（定率負担）について

ホームの利用料以外に払ってもらう、利用者負担（定率負担）があります。みなさん

しょうがいていどくぶん おう さ び すりようりょうきん かいごきゅうふひ きゅうふがく のぞ きんがく  
の障害程度区分に応じたサービス利用料金から介護給付費の給付額を除いた金額となり  
ます。(個別減免等の負担軽減措置が別途あります。) 利用者負担分は、市町村が発行す  
る受給者証に記載された金額の範囲の額となります。

(3) ホームで立て替え払ったお金

あなたが自分のためにつかた代金を、ホームが代わりに払ってもらったときは、後か  
ら払ってもらいます。

5・困ったことや苦情があるとき

(1) ホームの生活のことで困ったことや苦情があったら、まず、世話人に話してください。

(2) 世話人や生活支援員に話をしても解決しなかったら、共同生活援助管理者に話して  
ください。

(3) 管理者と他の人で話を聞いてもらえる(第三者委員)ので、あなたからくわしく話を  
聞きます。

(4) ホームでは、くわしく話を聞いてから、あなたといっしょに考えて、よくないことは  
改善できるよう努めます。

(5) それでも、あなたの気にいらないことが良くならなかつたら、次のところに相談してく  
ださい。

<苦情受け付けの窓口>

① 当施設における相談・苦情の受付

○ 相談・苦情受付担当者

(職名) 課長 前川 恵子・山内 壮

○ 第三者委員

志藤 修史(当法人 監事)

○ 相談・苦情受付責任者

(職名) 施設長 吉田 航

○ 受付時間

毎週月曜日～金曜日 8:30～17:00

② その他の苦情受付機関

京都府社会福祉サービス運営適正化委員会

所在地

京都市中京区竹屋町通烏丸東入る

京都府立総合社会福祉会館5階

京都府社会福祉協議会内

電話番号

075-252-2152

③ 第三者評価の実施状況

直近の実施年月日 令和元年 10月19日

実施した評価機関の名称 一般社団法人 京都ボランティア協会

評価結果においては、京都介護・福祉サービス第三者評価ホームページにて結果を公表しています。

これまでに書いてあることがわかりましたか。わからないところがあったら、説明をした職員・生活支援員にもう一度聞いてください。

書いてあることがよくわかったら、説明を受けたことをたしかめるため、次の利用者のところに名前を書いて、印（ハンコ）をおしてください。

20 年 月 日

このホームを運営する事業者は、様がグループホーム「いこいの村・とくらの家」で生活をする事について、ここにかけられてあることを説明しました。

[事業者]

所在地 京都府綾部市十倉名畑町 欠戸20-1  
名称 グループホーム「いこいの村・とくらの家」

[説明者]

職名  
氏名

印

わたしは、この紙に書いてあることを事業者から説明を受け、グループホーム「いこいの村・とくらの家」のサービス提供開始に同意しました。また、この説明書を受けました。

[利用者]

住所  
名前

印

[身元引受人]

住所  
名前

印

(利用者との関係：)

適用年月日 20 年 月 日より